

(契約単価)

第1条 契約単価は、別表のとおりとする。ただし、契約以外のものが必要となった場合は、契約単価を基準にして算出した額を契約単価とする。

(契約保証金)

第2条 この契約に係る契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第12号の規定により免除とする。

(監督員)

第3条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(現場代理人及び主任技術者)

第3条の2 受注者は、この契約と同時に現場代理人及び主任技術者届を発注者に提出しなければならない。

(再委任の禁止)

第4条 受注者は、補修工事の全部又は大部分を第三者に委任してはならない。

(下請負人の通知)

第5条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第5条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができます。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前

項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかつた場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかつた場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（補修工事の指示等）

第 6 条 補修工事を行う場合は、発注者は受注者に対して工事指示書で指示し、受注者は速やかに着手しなければならない。

- 2 受注者は、発注者の指示する補修工事を行う場合は、必ず工事場所、その他を監督員に連絡しなければならない。

（契約地区の変更）

第 7 条 受注者は、発注者より緊急復旧の指示があったときは、契約地区・数量を問わず直ちに応ずるものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 8 条 補修工事に起因した事故に係る損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。

（補修工事の確認・検査等）

第 9 条 受注者は、それぞれの補修工事が終了したときは、速やかに監督員の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、それぞれの補修工事が終了し前項の確認を受けたときは、速やかに工事の出来高を集計した書面及び写真等を提出しなければならない。
- 3 発注者は、請求に係る全ての書面を受理したときは、速やかに検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に立会いを求めることができる。
- 4 受注者は、第 1 項及び第 3 項の規定による確認・検査の際、手直しを命ぜられたときは、自己の費用をもって速やかに手直しをしなければならない。

（契約代金の支払い）

第 10 条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求するこ

とができる。

- 2 受注者は、発注者との協議が整った場合は、契約期間の途中において、完成部分についての前条の検査を求めることができ、その検査に合格したときは、当該支払いを請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 4 支払代金は、第1条による単価により前項の集計をした金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。なお、受注者が課税事業者である場合は、支払代金額に110分の10を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」として支払いを証する書面に明記するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第11条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、鹿児島市契約規則、その他の契約に関する本市の諸例規の定めるところに従うほか、発注者と受注者とで協議の上定めるものとする。